

令和2年第2回太子町議会臨時会（第485回町議会）会議録

令和2年5月15日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 5 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて)
- 6 議案第38号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 7 議案第39号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第40号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第41号 太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
 - 5 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて)
 - 6 議案第38号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
 - 7 議案第39号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 8 議案第40号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 9 議案第41号 太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第2 西はりま消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第3 発議第1号 広報広聴委員会の設置について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中藪清志
9番	首藤佳隆	10番	福井輝昭
11番	清原良典	12番	中島貞次
13番	井村淳子	14番	堀卓史
15番	藤澤元之介		

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局 長 森 文 彰 書 記 蛭 井 の り 子
書 記 三 井 和 代

説明のため出席した者の職氏名

町 長 服 部 千 秋 副 町 長 名 倉 嗣 朗
教 育 長 沖 汐 守 彦 総 務 部 長 森 田 好 紀
生活福祉部長 三 木 孝 秀 経 済 建 設 部 長 森 川 勝
教 育 次 長 栄 藤 雅 雄 財 政 課 長 佐 々 木 信 人
税 務 課 長 藤 野 和 徳 町 民 課 長 杉 原 勝 由

議長挨拶

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨日、緊急事態宣言解除の39県と、兵庫県を初め8都道府県については継続されることになりましたが、引き続き感染リスクを極小化するため、本会議も3密防止措置を初め、マスクの着用、換気の実施、頻回な消毒など、基本の徹底に加え、感染防止対策を継続し、徹底をよろしくお願いをいたします。

さて、本日ここに令和2年第2回太子町議会臨時会（第485回町議会）が開会できますことは、町政進展のためまことに御同慶にたえません。本日招集されました臨時会に付議されます案件は、専決処分承認議案及び新型コロナウイルス感染症対策に関する議案6件であります。何とぞ議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重かつ迅速で的確な御審議をお願い申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（服部千秋） おはようございます。

令和2年第2回太子町議会臨時会（第485回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも御多忙のところ御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。また、平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が全国に発出され、県内においても休校、休業要請や不要不急の外出の自粛など、ふだんの生活においては想定できないさまざまな影響が出ております。本町においても、新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、町独自の対策も検討し、その一部をこのたびの議会にも御提案しているところであります。また、国が実施する緊急経済対策も早期に実施してまいります。

本日の臨時会におきましては、専決処分した条例案件、人事案件が各1件、令和2年度補正予算案2件、条例案件2件の計6件の案件を提出させていただいており、御審議をお願いするものであります。提出させていただきました各案件の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、まことに簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

(開会 午前10時03分)

○議長(藤澤元之介) ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第2回太子町議会臨時会(第485回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(藤澤元之介) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、井村淳子議員、堀卓史議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(藤澤元之介) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(藤澤元之介) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、令和2年第1回定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書の提出についてにつきましては、議決後直ちに関係方面へ提出し、その善処方を要望しておきましたので御了承願います。

次に、本日町長から議案等6件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和元年度2月分及び3月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)

○議長(藤澤元之介) 日程第4、承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和元年3月31日に交付され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、関係する太子町税条例をあわせて施行する必要があるため、専決処分により一部を改正したものです。

その改正内容の主な内容は、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載内容、固定資産の所有者について、たばこ税の輸出免税等の適用に当たっての申告書類の提出について等の所要の改正であります。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、ただいま上程されました承認第1号、昨年度の末日であります令和2年3月31日に専決処分をいたしました太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。参考資料の1ページ、2ページ、新旧対照表は1ページから19ページになりますので、あわせて御参考にしていただければと存じます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日に交付され、原則といたしまして同年の4月1日から施行されることになりましたことに伴いまして、本条例の一部を専決処分でもって前もって改正をさせていただいたものでございます。

それでは、改正内容について具体的な御説明を順次申し上げます。

まず、第1条の改正について御説明をいたします。

地方税法の改正により、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等の申告書につきまして、給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合におきましては、その旨の記載を不要とするなど所要の措置が講じられたことに伴いまして、太子町の税条例におきまして、まず第36条の3の2及び第36条の3の3を改正しております。

次に、第48条の改正事項につきましては、租税特別措置法の改正に伴います項ずれに対応する改正でございます。

次に、第54条の改正事項は、固定資産の所有者について一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなしまして固定資産台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとし、固定資産台帳に登録しようとする場合に、その旨を当該使用者に通知するものとする規定を第5項として追加しております。この使用者を所有者とみなす制度の拡大が図られたことに伴いまして、各項の規定を整備させていただいております。なお、一定の調査等は住民基本台帳及び戸籍簿等の調査並びに使用者と思慮される者のその他関係者への質問、その他所有者の特定のために必要な調査とされ、政令において定めることが予定をされております。

次に、第61条及び第61条の2の改正事項につきましては、地方税法の改正に伴う項ずれに対応する改正でございます。また、所有者不明の土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の観点から、登記簿上の所有者が死亡している場合、当該土地または家屋を現に所有している者に氏名、住所等必要な事項につきまして、3カ月を経過した日までに申告させることができることとし、固定資産税の他の申告制度と同様罰則が設けられ、現所有者の申告が制度化されたことに伴いまして、第74条の3を追加し、第75条の2、罰則の規定を改正しております。

次は、第96条の改正事項でございますが、たばこ税の輸出免税等の適用に当たりまして、申告

書に添付が必要となる課税免税事由に該当することを証する書類の提出につきまして、書類の保存を前提に当該書類の添付を不要とするなど、手続の簡素化が図られまして、その規定を第2項として追加しております。第98条の改正は、この規定を追加したことに伴いまして項ずれが起っておりますので、その対応をしているところでございます。

次に、第131条の改正事項につきましては、先ほどの第54条の改正に伴う項ずれに対応しております。

附則第6条及び第7条の3の2の改正事項につきましては、「平成34年度」を「令和4年度」などに修正しております。「平成」を「令和」に直しております改元対応でございます。

附則第8条の改正事項につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る住民税の課税の特例期間が3年間延長されたことに伴います改正を行っております。

附則第10条の改正事項につきましては、地方税法の改正に伴う文言整理でございます。

附則第10条の2の改正事項につきましては、地方税法の附則の改正により削除されました大気汚染防止法に規定する指定物質の排出または飛散の抑制に資する施設、平成30年4月1日から令和2年3月31日の間に新たに取得されました特定水力発電設備及び都市再生特別措置法に規定いたします認定誘導事業者が取得しました公共施設等に要する家屋及び償却資産に対します固定資産税の課税標準の特例割合を規定する第2項、第14項第23号を削除いたしまして、今回新たに追加いたします特定水力発電設備及び浸水被害軽減地区に対します固定資産税の課税標準の特例割合につきまして、第17項及び第25項といたしまして規定を追加し、その特例割合を地方税法附則に規定いたしております割合を参酌いたしまして、それぞれ4分の3、3分の2と規定し、あわせて項ずれを解消する改正を行っております。

附則第11条から附則第13条及び附則第15項の改正事項につきましては、先ほど申し上げたように、改元に伴う対応と文言の整理をさせていただいております。

附則第17条の2の改正規定につきましては、優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限が3年延長されたことに伴う改正でございます。

附則第22条の改正事項につきましては、「平成35年度」を「令和5年度」に改める改元に伴う対応でございます。

次に、第2条の改正について御説明をいたします。

昨年度、令和元年6月議会で議決いただきました議案第29号太子町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、全てのひとり親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するため、地方税法が改正されたことに伴いまして、第24条の改正規定、附則第1条第3号及び附則第3条を削除しております。

なお、次の定例会におきまして、先ほど申し上げた令和3年1月1日を施行日といたします未婚ひとり親に対する税制上の措置、また寡婦、寡夫に係る控除の見直しなどを改正するための税条例を次の議会に上程させていただき予定である旨、念のために申し添えます。

そして、この条例につきましてはの施行日は、令和2年4月1日としております。また、改正後の条例規定が円滑に施行される新旧の規定の適用でございますが、附則第2条で町民税、附則第3条で固定資産に関します経過措置を規定いたしまして、附則第4条におきましては平成30年6月議会で議決いただきました議案第31号太子町税条例等の一部を改正する条例について、附則第5条におきまして令和元年6月議会で承認いただきました承認第1号専決処分いたしました太子町税条例等の一部を改正する条例について、それぞれ改元に伴う元号表記の改正を行っております。

す。緊急性を要する案件でございますので専決とさせていただいておりますが、慎重な御審議を賜り、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。何とぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 まず、先ほどの説明の中で、調査を尽くしても所有者が一人も明らかでない資産について、この使用者を所有者とみなして課税するというところでございますけど、これによって太子町としてはどのぐらいの税効果というのですか、今までとれてなかったのがとれるというようなことが。そういうのは確認できておるでしょうか。

それからもう1つ聞きたいのが、各条例の中で、例えば3ページの第5項のところに、みなすというところが、これをみなすことができるというふうに、各所にそういうのが改正されています。みなすということは強行規定ですから反論を許さないわけですが、みなすことができるとなれば、これは町長の裁量によってそういうことをしなくてもいいということに読めるわけですよね。なぜそういうふうに改正されたのか、その辺の意図をちょっと確認させていただきます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 先ほど言われました、所有者が不明の場合に使用者に賦課する場合がございますが、今町として把握しておりますのは、土地につきましては10筆、家屋につきましては3棟が不明の状態でございます。これらにつきまして、幾らの税額的な効果があるかということにつきましては、把握をしておらない状況にあります。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 「みなす」と「みなすことができる」につきましてですが、「みなす」というのは先ほどおっしゃいましたとおり、同一視するかどうかの選択ができないというようでございます。また、「みなすことができる」となりますと、それらが同一視できるか選択できるということでございます。それによりまして、みなす場合、みなさない場合というのは町長の裁量というところでございます。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 そのように解釈するのは、全く私もそのとおりでして、ただ、みなすことができるということになると、町長の裁量がそれだけ広がるということになると、じゃあどんな場合がそれをやらないのですかというようなことに結局なってくると思うのですけれども。できるだけ裁量、そういうのを狭くしておかないと、課税公平の原則から外れていくというふうに思うわけですけど、その辺の基準はどういうふうにこれから運用していこうというふうに考えられているかということだけお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） これにつきましては、一定の調査ということで、今後調査する際の住民票の調査とか、使用者と記されるとか、いろんな関係者で調査して、そのような質問をして、いろんな必要な調査でも定められるのですが、これは国のほうで今後政令で定められる予定ですので、その際に質疑応答で先ほど議員がおっしゃられたように、みなしの規定ができるだけばれないようにというか、できる規定で裁量権が広がらないような形で、国から助言、指導がまいる

のか、それともある程度、やはり非常に課税をかけてしまうという強行な行政行為に出ますので、それがやはり少しでも緩やかな形で担保されるのか、ちょっとそこは政令等を待って、また今後検討したいと考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 今回専決処分したものの中で、まず1つは個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書から扶養親族申告書に変更されているわけですが、「等」があるなしでどのように変わったのですか。

それから、第1条の中で「天災等により所有者不明」という文言がついてる、そういうことになっただけですけれども、先ほどからの話の中では、別に天災等によらなくても、現状土地登記上の所有者が不明の場合のことを今話されているのかと思いましたが、天災等によってわからなくなった場合以外でも、今回の条例は当てはまるのかどうか。特に、これ大都市部において登記がなされていない関係上で、土地所有者が全くわからなくなっているという現状から、この地方でもそういう話になっているかと思いますが、その辺の説明をお願いします。そこまでお願いします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、1点の扶養親族等の申告書の「等」がなくなったというところでございますけれど、これにつきましては単身児童扶養者の明記が必要なくなったというところで、所得税法で申告書の名称から「等」が取られたというところで削除をしているところでございます。

もう一点、「天災等」というところですが、これにつきましては第54条のところでは「天災等により所有者が不明になった」というところと、第74条の3のところでは「死亡している方について、現所有者に賦課することができる」ということで、2つに分けた条文となっているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今後、土地所有者がわからなくて、使用者に対して課税をするということなのですが、例えば登記相続が行われなくても、その親族、身内、関係者等が使用者である場合は、恐らくそのまま、多分課税に同意されるのではないかなとは思っているのですが、特にその土地を借りている使用者というのもあると思うのです。何らかの契約がその親族等において行われたかどうかは別として、長年の間、別に親族でも関係ないけれども、何らかの形で使用されている方が、長年にわたり占有みたいな形になっているのですが、それに対してもやっぱり課税対象になるのかと。その場合の、やはり納得がいくかどうか、それに関して。別に土地所有の正式なあれじゃないけれども、使用しているという理由だけでその使用者に対して課税する場合に、納得のいく同意が得られるかどうかということについてお尋ねいたします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、賃貸借での使用者につきましては、本来契約の中で相手方がおられます。その方がその土地についての利益等を得ておられるわけですから、それは調査の上で、その契約の元の方に課税するような形になるというふうに思っております。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 先ほどからの関連ですけれども、今回使用者また個人が死亡している場合においても、現所有者に申告をさせることができるということですが、私も今まで相続とかの

相談があったときに、かなり以前の個人がそのまま所有者として登録されているというケースがたくさんありました。こんな場合、これは本人からの申し出で行っていきかかないと思うのですけれども、これのどういう把握をしていくのかということですね。その前段で、またこの所有者が一人も明らかにならない資産についてというところで、「調査を尽くしても」という文言がありますけれども、これのもう少し詳しい説明をお願いいたします。

それと、この参考資料の1ページの14番の(2)と(3)のところ、特定水力発電設備、それから浸水被害軽減地区という言葉が出てきておりますけれども、現在の太子町の現状、もしくは今後のこういうことになる見通し、そういうことがありましたら説明をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、1点目の不明の土地につきまして、もしその名義が個人の方でございましたら、住民基本台帳、戸籍、除籍、附票等を取りまして調査をしていきます。また、日本国籍でない方でございましたら、登録原票等を調査させていただくということになります。また、その名義が法人の場合でしたら、法人の登記簿またはその代表者等を調査しまして、その登記簿に記載されております代表者から住民基本台帳、戸籍、除籍、附票等をとらせていただきまして調査するという形になります。また、その法人が解散をされたり、倒産等で破産されている場合につきましては、清算人または破産財産管財人等に調査をいたしまして、その所有者等できるだけ調べるということになります。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 税務課長。

○税務課長（藤野和徳） 参考資料の1ページの14番の2、3につきまして、特定水力発電設備及び浸水被害軽減地区の課税標準の特例につきましては、現在対象としてはございません。今後、水力発電設備については出てこないとは予想しておりますが、浸水被害軽減地区につきましては、災害等がございましてその災害の指定を受けた場合、水害等の被害地区と指定された場合には、その固定資産税が軽減されるということになります。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 休憩していただけますか。先ほどの質問をしておりますので。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時33分）

○議長（藤澤元之介） では、再開します。

総務部長。

○総務部長（森田好紀） 今まで各個人から、住民の方からこの所有については既に亡くなられている方の土地ですけれども、私が納税義務者であるという届けをしていただきまして、納税義務者という形で、その方に送らせていただいていたところがございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 今回の固定資産税につきまして、これを徹底的に調査した結果、税収としてどれぐらい見込めそうなのですか。そこまでは多分検討はされていないかと思いますが、ある程度の増収はあるかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 先ほどお話しさせていただいたとおり、筆数については現在調査でき

ておりまして、土地10筆、家屋3棟が該当しますが、それについての課税の増減については調査をしておりません。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時36分）

○議長（藤澤元之介） 再開をします。

~~~~~

**日程第5 承認第2号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて）**

○議長（藤澤元之介） 日程第5、承認第2号専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 承認第2号専決処分したものに付き承認を求めることについて説明を申し上げます。

固定資産評価員の選任について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものに付き議会の承認を求めるものであります。

現在、当町の固定資産評価員は、太子町固定資産評価員規則第2条第2項の規定により、総務部税務課長を充てることとしておりますが、令和2年4月1日付の人事異動に伴い後任の藤野税務課長を固定資産評価員として選任したものでございます。

令和2年度の固定資産税の課税において早急に選任する必要があり、専決とさせていただきますが、慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。  
お諮りします。

承認第2号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第38号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)

○議長(藤澤元之介) 日程第6、議案第38号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第38号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症への対策を強化するため、緊急的に行う事業執行に係る経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の総額にそれぞれ35億3,119万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を168億3,030万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金の追加であります。

歳出予算におきましては、総務費、民生費、商工費、教育費の追加であります。

次に、債務負担行為として、経営継続支援緊急対策利子補給事業において、町内の小中規模事業者が国の特別利子補給制度の対象となる融資を受けた場合を対象に、国、県の利子補給期間である3年間の後の2年間分の利子相当額を設定しております。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(藤澤元之介) 総務部長。

○総務部長(森田好紀) ただいま上程されました議案第38号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)について詳細を説明申し上げます。

今回の補正につきましては、4月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえ、国が発出した新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、本町として対策を強化するため、緊急を要する案件について必要経費等を追加するものでございます。

それでは、歳出から説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目25特別定額給付金給付事業費につきましては、家計への支援を行うため、1人当たり10万円の給付を行う事業でございます。事務費として、節1報酬に174万1,000円、節3職員手当等に480万円、節9旅費に4万6,000円、節11需用費に115万5,000円、節12役務費に914万2,000円、節13委託料に1,437万2,000円、節14材料及び賃借料に52万4,000円を計上し、給付費として令和2年3月31日時点での住民基本台帳人口が3万4,105人であることから、節19負担金・補助及び交付金に34億1,050万円を計上しております。

款3民生費、項2児童福祉費、目5児童措置費につきましては、子育て世代の生活を支援する取り組みとして、児童手当の本則給付分の受給世帯へ対象児童1人当たり1万円を支給する事業

でございます。事業費として、節1報酬に43万6,000円、節3職員手当等に96万円、節9旅費に2万8,000円、11ページの節11需用費に28万1,000円、節12役務費に110万3,000円、節13委託料に331万6,000円、節14使用料及び賃借料に22万円を計上し、給付費としては対象者を5,300人と見込み、節19負担金・補助及び交付金に5,300万円を計上しております。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節13委託料、経営継続支援金給付委託料2,354万9,000円につきましては、兵庫県からの要請により、休業した事業者について中小法人で最大100万円、個人事業主で最大50万円の支援を給付する県との共同事業で、県負担3分の2、町負担3分の1により実施するものでございます。対象となる事業所数は、平成28年経済センサスにおける県内事業所をもとに県が試算した委託料を計上しております。節19負担金・補助及び交付金、経営継続支援緊急対策信用保証料補助金100万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げの減少幅が5%以上15%未満となった町内の中小企業が信用保証付制度融資を活用した際の信用保証料について、国庫補助金の対象外となる経費を10万円を上限に補助するものでございます。

款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費につきましては、就学援助として準要保護者に対し、児童1人当たり2万円を支給するもので、対象人数175名を見込み、節12役務費に郵送料として1万5,000円、節20扶助費に特別給付費金として350万円を計上しております。

13ページをお願いいたします。

項3中学校費、目2教育振興費につきましても、項2小学校費と同様に、生徒1人当たり2万円を支給するもので、対象人数75名を見込み、節12役務費に郵送料として7,000円、節20扶助費に特別給付金として150万円を計上しております。

続きまして、歳入を説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

款15国庫支出金につきましては、歳出で申し上げました各経費に対する国庫補助金の追加で、補助率は10分の10でございます。特に、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金のうち、節1総務費補助金新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,957万1,000円につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るための交付金で、人口、感染者数等に応じて配分されるものでございます。

今回の補正予算においては、歳出で申し上げた11ページの款7商工費及び款10教育費の所要額に対応する額を計上しておりますが、そのほかの交付金充当事業につきましては、6月定例会にて予算計上したいと考えております。

最後に、3ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為につきましては、町内の個人事業主、中小企業者が運転資金に対して国の特別利子補給制度の対象となる融資を受けた場合を対象に、国、県が利子を補給する3年間の後、2年間を町が利子補給する見込み額8,160万円を限度とする債務負担行為を設定するものでございます。

以上で議案第38号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 今お話がありました特別定額給付金事業、これについて何点かお伺いいたしま

す。

この実施時期、全世帯への支給についてお尋ねしますが、申請書類の郵送がいつか、また受け付け開始はいつか、振り込み開始時期はいつか。

それと、2点目ですが、生活困窮世帯への早期支給についてはどのようにお考えなのか。

3点目ですが、無国籍者、DV被害者への町独自の支給については考えてはおられませんか。

4点目ですが、給付金の対象にはなっておりませんが、4月28日以降に生まれた子供への太子町独自の10万円の給付というのは、これは考えておられないのか。と申しますのも、愛知県大府市では実施されております。

以上、4点についてお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、申請書の送付につきましてですけれど、オンライン申請の受け付けにつきましては、5月11日から既に開始をしております。申請用紙の発送につきましては、5月21日の朝に郵便局にお届けできるような予定で今スケジュールを組んでおります。住民の方々のところには、22日か23日ぐらいにお手元に届くかなというふうな想定をしております。

また、給付につきましてでございますけれど、今現在5月29日に給付をできるように検討しておるところでございますけれど、オンライン申請等の多くの方から既に申請をいただいているものにつきましては、今の29日を前倒しにして、できるだけ早期に給付のほうができるように検討しておるところでございます。

あと、独自の施策としまして、生活困窮の方、無国籍の方、DVの方、4月28日以降に出生された方という、町独自の施策につきましては、今のところは予定をしておりますが、今後の検討として考えていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 今回の補正予算は、新型コロナウイルス関係ということで、まず1つは、先ほどの説明によりまして、特別定額給付金給付事業につきまして、先ほどの基準日が令和2年3月31日現在ということでしたが、国の方策では4月の末が現時点における対象者ということになりますので、当然この過不足につきましては6月補正とかという段階で変わってくると思いますが、その辺のことを御説明願います。

それから、ちょっと飛びますけれども、先ほど小学校費、中学校費のところでありました就学援助特別給付金について、今年度予算の中で既に要保護とかに対しての就学援助があったと思いますが、今回は特にコロナによって家計が急変した、要保護はもともと生活保護世帯ですから、準要保護に関して特別に対策を行うというふうに考えていいと思いますが、その辺の解釈と、当然国の学校再開ガイドラインの中でも、現時点ではそういう対象人数なのでしょうけれども、今後、国のガイドラインにおいても、年度の途中において認定を必要とするものについては、速やかに認定して、必要な援助を行うことというふうに通知があるのですけれども、やはりそれにも万全の対応をしていただけるものかということです。

それから、今の経営継続支援金給付について、県の要請に応じて休業要請に応じて休業した事業者ということで、これの予算なので、対象企業数というか、中小から個人事業、フリーランス、フリーランスも多分含めるんやと思うのですけれども、それについての売り上げが前年について50%、半額以下になったというのが対象なのですけれども、それについて事業者数等わかればお願いします。

それから、あっちこっち行って済みません、先ほどの教育委員会関係で、就学援助特別給付金

のことなのですけれども、これは学校が長い間休みになっておりましたので、その辺の手續等、保護者に対して万全の態勢がとれているのかどうか。当然、コロナ対策もそうですけれども、それ以前に年度末において、既に令和元年度末やね、において生活保護の方は、要保護はわかると思うのですけれども、準要保護者についてもコロナ発生状況で学校が休みになってましたので、その辺の保護者への対応は万全にできているのかということ、とりあえずその辺を、ちょっといろいろ飛びましたけれども、よろしくをお願いします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、受給人数でございますけれど、3月31日に3万4,105人というところで、実際に基準日が4月27日ということになりますので、その時点での人数としましては3万4,100人というような形で、少し減っているような形でございます。ただ、DVの被害者の方、また施設入所等をされている方の増減分もございますので、そこらを踏まえて、大きな増になるようでしたら補正等を検討することになるかなというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 先ほどお尋ねの県からの要請分、経営継続支援金給付委託料2,354万9,000円のほうでございますが、県からの対象事業者としまして、本町では909事業所ということで試算をされて、こちらのほうの予算計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 就学援助の関係でございます。教育委員会が管轄いたしております就学援助といたしましては、今中島議員が言われましたとおり、準要保護の世帯でございます。この準要保護世帯の対象者の考え方でございますが、それぞれ市町で準要保護の世帯の基準というのが違っております。太子町は太子町で、主に前年度の所得を基準といたしまして、生活の就学という部分について援助をするということで認定をしているものでございます。現在、その申請の受け付けをしておるところでございますが、この就学援助の認定と申しますのは、定例で毎月開いております教育委員会の会議でもって認定が行われます。その認定世帯について、現在、従来から通学費でありますとか学用品費、また新入学生の学用品費、修学旅行費等について給付をさせていただいておりますが、このたび補正で上げさせていただいておりますのは、それにプラスして一人頭2万円という臨時的な給付を、これは規則上では学用品費、通学用品というような名目で支給をさせていただきますが、意味的には家計支援という形で給付をさせていただこうというものでございます。

それから、年度途中の認定の扱いでございますが、今申し上げましたとおり、現在申請を受け付けておまして、5月末までということで申請を受け付けております。もちろんその後に申請が出てくる場合もございます。その場合も、随時、毎月定例の教育委員会を開いておりますので、そこで認定ということで、認定、不認定を決定させていただきまして、認定ということになりますと支給をさせていただくということになります。

それから、このたびのコロナウイルス感染の関係で、基準は先ほど前年度の所得ということでお話しさせていただいたのですけれども、その所得が急減したと、このたびの経済状況によりまして急に減ったという世帯につきましても、御相談に応じるということにはさせていただいておりますが、その扱いにつきましては、例えば現在持っております基準、前年度の所得でございますが、直近の2カ月、3カ月、数カ月の収入を見させていただいて、それを年換算いたしまして、これならば非常に今生活が苦しいだろうと、生活保護までは至らずとも生活が苦しいだろうと、そういうような判断をいたしましたときには認定をとというような場合もあろうかと思いま

す。そういうようなことで、急変世帯につきましても御相談には応じよう。これは、国のほうからもそういう通知が参っておりますので、そういう分については配慮させていただきたいというふうに考えております。

それから最後に、手続関係でございます。この手続につきましては、学校を通じまして各保護者に通知をさせていただいております。学校のほうは、今子供は学校には来ておられないわけですが、学校からは定期的に通信なり学校からの通知文を発出しております。また、メール等も活用いたしまして、これらの教育援助につきましては通知なりアナウンスをさせていただいてるところでございます。知らなかったということがないようにということで、こちらのほうは配慮させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 歳入のところの7ページでございますが、節1総務費補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これ説明がございましたが、この補助率、定額というところの説明をお願いしたいのと、あと人口、感染者等でこの割合を出されて交付金が決まるということで説明がありました。また、このたび商工費、教育費には充当するというので、この補正予算で出ております。6月議会に向けて、今まだ何かできないかということで考え中ということでございました。国からのこの臨時交付金、先ほど言われておりました人口、感染者等での割合で、最大太子町においては幾らの交付金が申請をできるのかということについてお願いをしたいと思っております。

それと、9ページの款2総務費、項1総務管理費、目25特別定額給付金給付事業費のところでございますが、実際に事務をやっていくに当たって、このたび事務の補助員の報酬が出ております。この方にどんな仕事を任せるのか。また、いつからいつまでの報酬なのかということについて。それと、節13委託料で1,430万円が出ておりますが、この委託というのはどういう部分の委託、具体的な内容と、またどういったところに委託をしていくつもりなのかということについてお願いをします。

余談になりますが、5月3日の神戸新聞には、少ない人数で対応するには最善の方法ということで、主に税務課で対応するというふうな記事も載っておりましたが、委託をこの金額をかけてする根拠、それについてお願いをいたします。使用料、賃借料が出ておりますが、税務課が対応というものの、ほかの会場を借りてるのですけれども、この場合、何をするためにこの会場の使用料が出ているのでしょうか。それについてもお願いをしたいと思います。

それと、福井議員からもありましたが、申請のスケジュール、先ほど話がありました。5月21日以降郵便局に行かれて、その後住民に届いて、5月29日以降給付ということでございます。現在、オンライン、5月11日、今週の月曜日から始まりました。オンライン申請をされた方の振り込み日はできるだけ早くというふうに総務部長は答えられましたけれども、やはり早く申請された方には早く対応をするというのが、やっぱり町としての責任ではないかなと思っております。宍粟市では、5月7日にオンラインの申請を受け付け、申請を既に済ませた人には、5月12日に口座に振り込みをしたというふうな例もありますので、この点はやっぱり早く申請をした方には、スピード感を持って、一日でも早く届けるということが一番大事なことはないかなと思っております。再度、振り込み日はいつを予定されておりますでしょうか。それについてお願いをします。

これも町民のほうからちょっと苦情がありました。このたびの特別定額給付のこの関係で、いつそういうふうな書類が来るのか。来て、申請後、どれぐらいたったらお金が入るのかというふ

うなことで電話をされたそうですけれども、その担当者の方は、申請書が届いてから1週間から2週間給付に関してはかかると言われたそうです。すごく怒っておられました。やっぱり、1週間以内だったらまだ待てる範囲かなと思うのですけれども、2週間というふうなことを答弁される。これは余りにも町民に対して誠意がないというふうに私も思っておりますので、こういうところも今後いろいろな電話等々で、現在もそうですけれども、問い合わせがあらうかと思いますが、この10万円給付の意味をしっかりと当局も職員も捉えていただきまして、給付の事務を、また対応を行っていただきたいと思えます。

それともう一点、11ページの子育て世帯臨時特別給付金でございますが、先ほど対象者は1人1万円ですので、5,300人ということが計算すればわかるのですけれども、対象者については何年生まれから何年生まれというふうにお示しをしていただけないでしょうか。

以上についてお願いをいたします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、1点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、地方公共団体の人口、財政力、感染状況等に応じて配分されるというところで、今こちらに来てますのは、限度額として1億2,582万8,000円を上限額として提示をいただいているところでございます。今現在、今回の臨時議会で2,957万1,000円を計上しておりますので、残り約9,600万円程度が次の6月議会で提示させていただくところになります。

次に、歳出のところで報酬のところでございますけれども、アルバイト職員につきましては内容のチェック、入力等の作業等に従事していただくということで、4名のアルバイトを事務についていただくということを考えております。時期的なものとしましては、6月から8月の間を考えております。

次に、使用料のところ、文化会館の使用料と施設使用料を上げさせていただいておりますが、本来住民からの相談につきまして、そのような施設を利用してお受けするというのも考えたのですけれども、今回どうしてもそういうところに集中してしまうと、3密になってしまって感染を拡大するおそれがあるというところから、住民の方々には極力郵送での申請をしていただくというところ、またオンラインの申請をしていただくというところをお願いしているところでございます。どうしても不明な点等ございましたら、役所で受けさせていただくということを考えておりますので、ここで上げさせていただいております施設の使用料等につきましては、実施するような予定は今のところは考えていないところでございます。

次に、給付につきまして、5月29日ということでお話しさせていただきましたが、オンラインの申請も5月11日から実施しておりますので、それらの方につきましてはできるだけ、事務の流れもございますけれども、できるだけ早期に振り込みをさせていただくような手続を考えております。実際にその振り込みの期間につきましては、週1回とか10日に一回とかというわけではなくて、2日、3日の間に1回は振り込めるような体制を整えておるところでございます。早期に給付ができるよう努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 子育て世帯臨時特別給付金の対象者でございますが、平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童ということに太子町はなっております。でございますので、現在高校生、新高校1年生の児童もこのたびの対象に当たるということでございます。

以上です。

（井村淳子議員「委託料」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 委託料のところでございますが、特別定額給付金のシステム対応等委託料というところで、実際のシステムによります給付金管理のところ、システムの改修等につきまして880万円、あと封入封緘、また入力作業等につきまして550万円の経費を上げさせていただいてるところでございます。

（井村淳子議員「どういったところに委託するのかは」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 現在のシステムにつきまして、住基の関連を請け負っておりますOE C株式会社というところが、今の住民基本台帳等のシステムの保守をしておりますので、その業者に委託することとなると考えております。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 国や県に準じた形でのコロナに対応する補正予算という分には問題は感じませんが、当然地域に差がある実態、実情の中で、また6月議会の中で上げていくという話もございましたが、太子町としての実態をどう捉え、やはりこういった取り組みというのはスピードが大切かと考えますが、そのあたりの考え方はどうなのでしょう。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 確におっしゃるとおり、今回の給付につきましても住民生活に対してどれぐらいの影響が出ているのか、中小企業の経営につきましても、どれぐらいの赤字等収入の減になっているのかというところの状況は確認する必要はございますが、太子町としまして、今どのような施策が本来必要な部分なのかというところにつきまして、内部等で十分精査していき、検討していきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 検討していきたいということでは遅いんじゃないかなというふうに考えますが、当然感染者に対する対応についても、県に準じた形で動かざるを得ないという考え方もあるかと思いますが、保健所であったり地域の病院がどういう状態になっておるのか。また、緊急事態宣言を受けてどういった方々が、今この太子町の中では苦勞をされているのかという実態をもう少ししっかりと把握した上での早い手の打ちをお願いしたいなと思いますので、今回の補正については当然賛成するものではありませんけれども、6月に向けての動きというのはもっとも目に見える形で、早く実態をしっかりと把握した形でいくことが必要だと思いますが、いま一度何か答弁ありますか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議員御指摘のとおりでございます。スピード感じゃなくてスピードを持って対応しなければいけないと思ってますし、当然6月議会に提案させていただく分につきましても、既にもう検討の段階じゃなくて、どういうことをしていくということでの、全体のパッケージをいかにしていくかということだと思っております。実際、太子町独自のものもございまして、今回の場合でしたら県と共通の部分で支援させていただく分もあります。そういう意味で、やはりスピードを持ってやっていきたいと考えております。

あとオンラインの申請のことも申し上げますと、報道で御承知かもわかりませんが、システム自身が、国がちょっと脆弱があるものでございまして、何回もやはり、御不安な方は申請をしてしまいまして、7回、15回と申請書のほうが、ある市に来ているとかというのもございまして、そのあたり、今実際オンラインの申請が来てるのですけれども、それが本当に正しい世

帯主の方が一緒にお住まいの方かどうか、きちっと入力されてるかというのを、逆にオンラインが本末転倒な形にも若干なってる部分がありますので、ちょっと庁舎も、若干23日にはお手元のほうに届くので、できる限り郵送でお願いしたいというふうに今申し上げてるところでございますので、全てにおきましてスピードを持って対応していきたいと考えています。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてですが、先ほどの説明で上限額が1億2,582万円ということで、これは国としても1兆円規模の緊急対策でありますし、太子町としても6月の議会で、次に出てくるものについてはそれなりの規模のもの対策というのが出てくるのかどうかということを確認したいということがまず1点です。

それから、先ほどの質問にもございましたが、太子町独自としての施策というのをやはり早急に打っていただきたい。そのためにも、やはりどういったところに支援が必要なのか、そういった調査をどのようにやっていくのかということもちょっと聞いておきたいなというふうに思いますので、今現在、6月の定例会で出してくる補正予算に向けて、どういった活動といいますか、やっているのかちょっと説明していただきたいなと、そのように思います。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 太子町独自の施策につきましては、内容的にはまだ申し上げられませんが、6月定例議会に出させていただく予定をしております。太子町独自の施策としまして、いろいろと各種団体、商工会、社会福祉協議会等々、各社会福祉施設等にいろいろと意見をいただいたり、情報提供をいただきまして、その中で町ができる施策というものを今検討しているところでございます。これから、今ある程度その内容的には固めている段階ではございますけれども、できるだけ町独自の施策を出していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 商工関係で申し上げますと、今回上程させていただいてます利子補給につきましては、4年目、5年目というような町独自のものとございます。また、今後のこととございますけれども、当然商工会、事業者、そちらの御意見等もお伺いしながら、6月議会でも町独自の施策を打てればなと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 我々総務経済建設委員会からも、緊急提言としまして、やはり事業者を助けるというようなことは非常にスピード感を持ってやらないといけないというふうに考えておりますが、そういった事業者支援だけじゃなくて、町民の中でどこが困っているのかというところをぜひしっかりと精査していただきたいのと、先ほど質問いたしました上限額ですね、それに近いぐらいの施策が出てくるのかどうかということに関しては、今はお答えできないでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 上限額、先ほど総務部長申し上げましたけど、当然上限額以上、財政調整基金を崩してでもする予定はしております。やはり、国の調整額、特に兵庫県とかは特定指定の都道府県になってますので、多目に今回給付もされております。そういうことで、実際のいろんな施策を打っている中で、入札減とかも生じてきますので、それがアッパーがこの金額で、アッパーだけで、もしそういうのを計上して落とてきますので、そうすると当たらない、せっかく国がここまでいいよと言ってるのに落ちてきますので、それを越えた形で、やはり全体で予定を組んで、入札減等々があっても、それ以上のものをやはり単費を突っ込んででもやるような

形で計上したいとは考えております。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 先ほどから、6月補正において、コロナの感染拡大における影響について、何らかの対処をしたいというふうなお話が出ておりますが、それに対して、1つ私も提案したいことがあって。これ加古川市がされておりますが、離職者生活支援給付金というものを現在制度化させることとしております。これにつきまして、当町では離職者の方につきましては、内定取り消し者、離職者の会計年度任用職員の任用ということで募集をされておられますが、こういったことも1つ提案させていただきたいと思っております。

それと、11ページの節13委託料、経営継続支援金給付委託料ですが、これは県と市の協調によってなされる事業ですが、私は商工会の会員でありますので、商工会からいろんな書類が来ておりますが、それにつきまして、その中で本支援金は県と市町双方の負担により行っていることから、市町の予算の議決がなされた後にお支払いすることを御了承くださいと。県については4月24日議決済み、市町は4月から5月にかけて市町合議に議決予定とされております。これについては、当然ホームページあるいは「広報たいし」等で周知はなされると思いますが、私のように商工会の会員であるということで、こういう一連の書類が来ておりますが、商工会の会員でない事業者の方について、やっぱりそういうふうな周知をしていくということは大事なことだというふうに思うのですが、これについてはいかがですか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 県との協調事業の分でございます。これにつきましては、県からこういった市町等の負担してということで、協調してやる事業でございます。今後これにつきましては、当然「広報たいし」、それからホームページ、これには掲載を当然しますけれども、商工会にも会報等でこういったことが開始されますというようなことを周知してまいりたいと思っております。これにつきましては、非常に、それ以外の方につきまして個別になかなか周知する方法はございません。もう広報、ホームページで何とか周知するしかないかなと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 私からは、利子補給の事業について少し確認させていただきたいのですけれども、何点かさせていただきます。

まず、利子補給、太子町独自ということですが、例えば定額の補助金を給付金という形で配られている市町もある中で、この利子補給制度をなぜ選ばれたのかということと、あとはその中に運転資金で融資を受けたことに対する利子補給ということで、限られておりますけれども、例えば設備投資であたり借り換え資金、このあたりが対象にならないのかという部分です。広くくくれば、運転資金、設備投資で返済をしている、その返済すら滞るという可能性があるので借り換えをするということが想定されるわけですが、運転資金ということに区切ってしまうと、広くキャッチできないのではないかと懸念するので、今申し上げました。

あとは、国、県とも各融資制度を対象にされてますけれども、シミュレーションとしては200事業所ですね、この200事業所の根拠、それから限度額、2年間8,160万円ということなので、これを超えるような事業所の申し込みがあった場合、この辺はどのように対応する

のかということ。それから、事務手続をどうするのか。本人に申請するのかどうなのかという、こういうスキームですね。このあたりを既に考えられておられるのか。これは4年先のことにはなると思うのですが、それから、利子補給のこの形以外にその事業所への補助事業というのは、何か考えておられるのかということです。現時点で融資を受ける予定がない事業者に対する、そういう意味で会社の規模にも、もちろん財務内容にもよると思いますけれども、そういう事業者に対しての補助というのは何か考えられているのかということをお聞きしたいと思いません。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） まず、1点目の、なぜ定額ではないのか、利子補給を選んだのかという理由でございますが、ほかの市町ではかなり一律10万円とか、こういった企業だけ10万円とか、ただ、それにしても利子補給を選んでいらっしゃる市町もございます。五、六市町県内でもあったかとは思いますが、現在、当町においては一律10万円よりは、実際に苦しまれて本当に運転資金として借りられる予定のある、雇用とか、これから経営を維持していくための費用として何が一番いいのかということで、利子補給を国、県で3年目までは国、県が負担します。残り、本来ですと5年、10年ありますが、その残り一部分ではありますが、4年目、5年目の利子補給をすれば、その企業にとって、個人事業主さんにとって借りやすくなるのではないかと。5年間は利子が無料になります。その間に軌道に乗せていただいて、その後元利をお返ししていただけるような施策をとってはどうかということで、今回この施策を選ばせていただいております。

2点目ですが、なぜ運転資金に限ったのか。設備投資や借り換えを全般にすればいいのではないかと御意見もありますが、これにつきましても、今申し上げましたように、コロナ関連で特に今必要なもの、これについては商工会へ借りられた方に、こちらのほうも意見を聞かせていただいております。今は運転資金が一番お願いしたいということをお聞きしました。設備資金、これを機に設備を投資して、これからの運営に充てたい、事業に充てたいというよりは、今現在、家賃もそうですけれども、そういったものに、その運営自身に必要な、事業自身に必要なものを支援したいということで、運転資金に限らせていただいております。

次、200事業所の根拠でございますが、今回算定するに当たりまして、これ大まかになっております。今現在、ここへ上げさせていただいている算出根拠は、150事業所が1,000万円借りられる、50事業所が3,000万円借りられる、このパターンで算出をさせていただいております。これを4年目、5年目の利子を令和5年から令和7年度に向けて、債務負担行為としてその間、その時点では公金ではなくて、財政調整基金の取り崩し等で対応することとなると思いますが、そういうこととしております。もし、これを超えた場合ということでございます。これははっきり言いまして、この200事業所が合ってるかどうかは、想定できていません。確定は今後になります。当然、もうそれを上回った場合には、再度この債務負担行為というものを、また御議決をいただく必要があります。その時点でまた上程をさせていただきたいと思っております。

あと、事務の対応でございますが、スケジュールでございますが、今太子町の融資を令和2年10月31日までを対象とする融資の実行されたものを対象としております。そちらのほうを令和3年2月末までに当町のほうへこういった融資を受けました。対象になりますから、利子補給をお願いするというような申請書をいただくということで、今流れを考えております。

それと、これ以外に対応する施策ということなのですが、当然今後も商工会さんとも連絡をとりながら、6月議会に向けて、上程に向けて今後事務を進めていく必要があると思っておりますが、今現在当町がどうしても必要なもの、こういったものが必要ではないかということで、身の丈に応

じたような、できる限りのことを今は計上するしかないということですのでしております。また、6月に向けてもう一度、再度検討して上程させていただけたらなと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 利子補給の制度を選ばれたということの考え方は理解いたしましたし、私もその考えには賛同するものでありますので、ぜひ申し込みがもし増えた場合でも、きちっと対応していただけるような体制を整えていただきたいなということです。6月議会に向けて、今新たな補助のメニューと申しますか、それを考えていただくということなのですが、つい先日も、5月12日かな、正式な名称は忘れちゃったけれども、兵庫県内において頑張るお店、企業に対する補助金ということで、そういう補助金のメニューがあったのですが、翌日には500事業所やったかな、翌日にはその補助金の申請をストップしてしまって、申し込み、先着順だったということもあって、ありました。その後、情報を見ていきますと、2次募集を受け付けをするということもありましたので、本当に県内、もちろん町内においても、少しでもそういう補助金が欲しい、このコロナでかなり売り上げが下がってるのでという、救いを求めている事業者さんがたくさんありますので、そういう声もぜひ吸い上げていただきながら、あとはその補助金のメニューについても、全く知らなかったと。情報を知ったときには、もう既に締め切っていたというようなこともありますので、情報が余りにも遅過ぎて、「広報たいし」でやってると当然補助金の申請のときにも、手元に「広報たいし」が届いたときには申請の締め切りがもう既に終わっているというようなことが、多々これから出てくると思いますので、そのあたりももちろん、町のホームページに掲載するということもそうなのですが、きちっと情報を出していただく。どういう場合にはこれが該当する、そういうこともきちっと明記していただいて、職員さんは大変今仕事量も増えてると思うのですが、きちっと部門、部門でそういう情報を出していただくということをお願いしながら、そういうシステムと申しますか、仕組みづくりとしましてはどのようなふうに当局側とされているかなということだけ、最後お伺いします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 町としましては、情報等についてはできるだけ早く住民の方にお知らせできるように、ホームページの掲載はもちろんのことでございますけれど、要所要所にチラシを入れさせていただいたりしながら、広報のほうに努めているところでございます。これからは、できるだけ住民の方に早期に情報が提供できるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 利子補給のことについて、この制度、我々もこういうのがいいということで、委員会でこのコロナの間に委員会を開いて、そしてこの緊急事態ですから、むしろそういうときにこそ委員会を開いて情報を集めて、そして当局のほうに提案すべきじゃないかということでさせていただいたわけで。基本的には、私もこの制度が効果としては非常に大きいと思います。もらえる額が大きい額ですから。だから、一律のお金よりもこっこのほうが効果が大きかったということで、非常にいいとは思いますが、これから問題は、このコロナがおさまって、企業がこれから元気にしていかないかんといったときに、あるいはまた、こういう事態になったために、設備をやりかえることによって新しい事業に切りかえていくという人もおられるわけですよ。そうすると、この分が運転資金に限られると、これ使えないのですよね。というのは、日本

政策金融公庫にしても、運転資金オーケーですよと、こういうふうに言ってるのですね。それから、県の制度融資ですよ。この県の制度融資もオーケーですよと、言ってるわけです。そうすると、オーケーやということでそれを申し込んでしまったら、結局4年目、5年目の、町のせつかくのものが受けられないということがあるわけです。その辺もう一度よく考えていただけないでしょうかというのは、もうこれを機会にちょっと設備を大きくやりかえて、新しいことをやりたいという人もおられるわけですよ。そういった人が、むしろそういうような人が、今後の太子の経済をこれから引っ張っていってくれるようなことも考えられますし、というふうに思いますので、運転資金に限るということが、その辺のところを考え直していただけないかなということと、そして、この制度は第一次的には、倒産をさせないということを出てると思うのですが、倒産させないから、今度は、それが終わったら次は成長、発展ということですよ。賢明な経営者は、この際、借りるのには成長、発展のためということも、それを機会にこれから成長、発展させるというふうなことを考えるわけですよ。そしたら、やっぱり設備資金が要るわけですよ。ということで、その辺よく考えていただけないか、お願いします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） まず、今回利子補給につきましては、運転資金に限らせていただくこととさせていただきます。今議員のおっしゃられる設備資金、借り換えもそうですが、先ほど私から松浦議員の質問にもお答えさせていただいたとおり、当町は、もしこの設備資金の借り換えを対象にしますと、今8,000万円ほどですんでおりますのが、計算は確実にはしていませんが、2億円、3億円になってまいります。設備投資は、中小企業で多分1億円、2億円借り入れる設定の分だったと思いますが、上限は、それを、4年目、5年目を利子補給することとなりますと、当然それだけの多額の債務負担行為になってくるということは御理解をいただきたいと思います。できる限りのことは、当然困っていらっしゃる方、事業者の多くの皆様が先行き不透明な不安な日々を送られていらっしゃる。まずこの方を、まず一番に救うのが町として一番いいのではないかと、今回選ばせていただいております。

もう1つ、倒産させないことから、これから成長企業へ乗せていくということですが、当然、国も今2次補正に向けていろいろな手法を考えられていらっしゃいます。きのうの安倍首相の会見でも、家賃とかいろんなことも、雇用調整助成金とかの上乗せについてもやられております。当町でできることをまた検討させていただいて、今後上程できるものは上程させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 確かに、設備資金というのは億というような額になるということ、これは承知してるのですけど。私が考えておったのは、頭打ちはここまでの融資に対してするということ、頭打ちすれば、設備も積極的にやっつけられるんじゃないかなということ、そういうことで、だから、余り金額が増えないようなことも考え方によったらできるんじゃないかなというふうに考えて、先ほどちょっと申し上げさせていただいたのです。

それで、今後、直接予算には関係ないかもしれませんが、これからコロナがおさまって、さあ、経済を発展させようということについては、やっぱり今後どういうふうにするか、その経営者の方を叱咤激励というんか、こういうことをしていくかということだと思ってるのです。それには、この間も委員会でも提案させていただいた、振興条例ですね、これをもってその場で経営者を指導していくとか、そういったことをやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。だから、できるだけ早いこと、その振興条例を上げていただくというようなことをさせていただいた

らどうなのかなということをお尋ねいたします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 今先日の委員会で、振興条例に向けて当局へ申し入れ、事前の協議ということで、今申し入れを受けております。議員発議ということでございますので、今後常任委員会ともお話をさせていただいて、上程を待ちたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 新型コロナウイルスにつきましては、瞬時に今対策を打たなければいけないのと、一、二年かかると言われてますから、長期を見据えた施策が必要であると思います。今回の予算を見せていただきましたけれども、6月にまた編成されるということなのですけれども、一、二点ちょっとお聞きしたいと思います。

夏場を迎えるとかなり暑くなりまして、食中毒とか熱中症の関係もありまして、マスクもしかしなければいけないということで、他の人に感染を広げないために、マスクの着用と消毒液の設置というのは必ず必要だと思いますが、そういうところへの財源をつけるということについてはどうかということと、今は学校が休業になってるということで、オンラインによる授業の整備ということで、そういう環境のWi-Fiを含めた、それと家の方々におけるタブレットの配布を含めた中でのコロナ対策のあり方ということが、教育の中で必要ではないかと思います。それと、手洗い等につきましては、手洗いチェッカーというものをを用いた予防対策だろうか、自動水洗にしてペーパータオルをしたりするような予算化も必要ではないかと思います。高齢者施設においては、高齢者はもう免疫が弱いですから、いつそれを暴露されますと、命を落としてしまう可能性がございますので、非常にリスクが高いという観点から、やはり高齢者施設におけるマスクの配布等についての強化というのが特に必要ではないかと。

もう一点、最後に、太子町もPCRの検査も数多くしてる状況であるというふうに、先日聞いておりますけれども、今後医療機関との連携による検査体制の充実ということも課題になってくるかと思っておりますので、そういったことを踏まえた中での事業の予算の設定を含めて、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 済いません、先ほどの質問なのですけれども、議会の規則第54条の第3項の規定によって、質疑に当たっては自己の意見を述べるできないということになっておりますけれども、当局側は今の部分で答えられますでしょうか。よろしいでしょうか。

総務部長。

○総務部長（森田好紀） 新型コロナウイルス感染症の対策としまして、町としましては万全を期したいという気持ちは同じでございます。そういう中で、マスクにつきましても、今なかなか入りにくいところでございますけれど、できるだけ早目に準備し、注文をしまして、できるだけ入るような形、また住民の方々から寄附をいただいたりとかというようなものを医師会、歯科医師会、各社会福祉施設等に配布もさせていただいたり、いろいろな形でそのような対策を検討していきたいというふうに考えております。

また、次の6月補正でどのような形で上げさせていただくかということは、あれなのですけれど、今言われた手洗いチェッカーの話とか、自動洗浄機等の話につきましては、検討をさせていただくという形でお答えさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 1点、言われましたオンライン事業を含めますGIGAスクール構

想、今まで何度かお話しさせていただいたのですけれども、そのことについても十分こちらのほう検討させていただいております。このたびの補正では計上しておりませんが、次の年度途中の補正では確実に計上させていただく予定をしております。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 先ほど質問をいたしまして、ちょっと重複になりますけれども、オンライン申請が始まりまして、何遍聞いても「できるだけ早く」とか「早期に」とかという答弁しかございません。なぜ給付日が決められないのか。それが不思議でなりません。その点について、日にちが決められない理由がございましたら、教えていただきたいと思います。それが1点目。

それから2点目は、現在、特別定額給付金の給付に関する問い合わせは、専用窓口というか電話番号が設定をされております。これも住民のほうからありましたけれども、専用窓口で電話をすると、そこで全部答えてくれるものかと思っておりましたら、結構、町民課、税務課等々、たらい回しにされたというふうなことも聞いております。先ほども言いました、職員さんの言葉です、住民に対する不愉快にならない、そういうふうな徹底も大事かと思っております。その点についてどういうふうを考えているかということと、それと先ほど最初のほうで、この給付金の委託料で、委託先をどういうふうと考えているかということで、もう既に答弁はいただきましたけれども、先日新聞を見ておりましたら、この当町に入っております被災者支援システム、これを活用いたしまして、住基とも連動をしておりますので、これを使って速やかにそういう事務ができたというふうな記事がありました。こういうことは考えられなかったのかについてもお聞きしたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、オンライン申請をいただいた分につきましての振り込み日でございますけれども、正直今言われましたように、オンライン申請、どのような方でも入力できる。1人の方が2件、3件という形で入れることもできる。そういうものが全て手作業によるチェックをしていくこととなりますので、そこら辺でどのぐらい時間を要するかというところが今見えていないところでございます。実際、送付させていただいた申請用紙には、世帯の構成成分全て載っているのですけれども、オンライン申請の場合は1つ1つ入力していかなければならない。よくあるのは、世帯分離をかけられている方もおられる、住民基本台帳上ではそういうふうになっている方もそのまま含められて申請できてしまうので、そういうところのチェックをして、各申請者の方に今度電話で問い合わせ、また申請し直していただくとかというような手続がありますので、そのまま受け付けて、そのまま出せる方については早急には出せると思うのですけれども、そういうふうに、実際にその内容の確認等が必要になる面から、時期的にはなかなかちょっと申し上げにくいところであるということでもありますけど、できるだけ早期に給付をしていきたいというところでございます。

それと、窓口で御相談いただいたときの対応でございますけれども、マイナンバーカードのことにつきましては、町民課に相談をしていただくということになるのですけれども、今、町の体制としましては、企画政策課と税務課が主な窓口として対応しております。その中で、双方にはQ&Aを作成して、このような質問があったらこういう回答をするということで、共通的な認識、情報共有をしております。ただ、住民の方にそのような思いをさせたということになりますと、その体制についても徹底していく必要があるというふうに考えております。大変申しわけありません。

それと、委託料のところにつきまして、実際に委託しないで被災者支援システムの住基情報か

らやればというところもございますけれど、実際にデータを抜いてくるというところからすると、住基から抜いてくるのも、被災者支援システムから抜いてくるのも同じ作業という形になりますので、申請書の印刷等を自前ですということになりますと、実際にその部分についての対応等は可能ではございましたけれど、なかなかそこまでの時間的余裕が職員のほうにもなく、業者のほうにも、本来のシステムのリリースを待つ前に、新たに業者のほうで対応していただくということも検討した上で、今の時期をできるだけ早めた形で、住民への発送ができる手続をさせていただいてるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午前11時57分）

○議長（藤澤元之介） では、再開をいたします。

ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 先ほどから話があります経営継続支援緊急対策利子補給事業の件なのですが、この件につきまして、県が独自に5年間バックアップしながら面倒を見ていこうというふうなところも結構あったり、ちらちら聞くのですけれども、やはり3年間で国、県で、後の2年間は町がするというふうな話なのですが、その辺、特にそういう話はこの予算を立てる段階ではなかったのかと。どうしても町負担は2年間しなければいけないというふうなシステムなのか。その辺だけよろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 当町で把握しておりますのは、国、県とも3年間の利子補給ということをお聞きしております。5年という情報は出ておりません。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第39号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤澤元之介） 日程第7、議案第39号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第39号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大抑制のため、国の要請に基づき緊急的に予算編成するものであります。

歳入歳出予算につきましては、既定の総額にそれぞれ51万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億8,039万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、県支出金の追加であります。

歳出予算におきましては、保険給付費の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） それでは、ただいま上程されました議案第39号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染拡大抑制のため、国の要請に基づき国民健康保険に加入している被用者に対し傷病手当金を支給するため、緊急的に予算編成するものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出予算におきまして、款2保険給付費に項7傷病手当諸費を新設し、傷病手当金の追加を行う補正でございます。支給額につきましては、直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する額に支給対象日数を乗じ算出することとなりますが、試算としまして、当町の国民健康保険被保険者のうち、被用者で4人が感染し、おおむね4週間労務に服することができなかったと想定し、51万5,000円を計上しております。

歳入予算においては、歳出において支給した傷病手当金の全額が令和2年度の特別調整交付金で財政支援されることから、款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金において、歳出と同額の51万5,000円を追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ51万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,039万6,000円とするものでございます。

以上で令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ただいま説明いただいたのですが、傷病手当金というのは会社にお勤めの方が病気あるいはけが等で長引いて、働けなくなったときに支払われる被用者保険ということになるわけですが、このたび新型コロナウイルス感染拡大抑制のためということで、国保においてもそれを支給するということなのですが、今説明がありましたが、4人が感染したことを念頭に置いての予算編成だと。被用者は4人ということでもよろしいですか、この太子町の国保に加入されている方。お願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 先ほど申し上げましたように、この傷病手当金につきましては、

健康保険の被保険者の方が業務災害以外の理由による病気あるいはけがの療養のため、仕事を休んだ場合に所得保障を行うという制度でございます。このたび新型コロナウイルス感染症に関しても、この病気あるいはけが療養のために仕事ができないときに対して、その者を仕事を休んだ場合の所得保障を行うという制度でございます。4人という設定をさせていただきました。ありがたいことに、現在太子町内においては感染をされた方、または感染を疑われる方というのはゼロの状態でございますけれども、これからもまだ完全にこの新型コロナウイルス感染症が終息したわけではございませんので、これからのことにはなるのですけれども、国が国保の加入者においても、いわゆる所得保障を行うために臨時的に補正を組むようにというような要請がありましたので、このたび4人という形の試算をさせていただいております。この4人につきましては、4月12日の時点で兵庫県下のいわゆる状況をもとに、県内の陽性者を推計させていただきました。4月12日時点で兵庫県内375の方が感染されておられまして、その時点で毎日おおむね42人ずつの陽性者が増えるのではないかと4月の時点で仮定をさせていただいて、5月6日までの期間において、おおむね1,000人程度の方が感染されるのではないかとというよう仮定をとらせていただきました。兵庫県内の人口が545万人、太子町の3月31日現在の人口が3万4,105人ということでございます。また、3月31日現在の被保険者数6,752人のうち、そのうち被用者、給与所得のある方が2,192人という形でございますので、おおむね町内で感染する方が0.025%ぐらいかなという推計、これはもう感染症のことでございますので、なかなか難しゅうございますけれども、そういう計算をもとに仮定、仮定にはなるのですけれども、国保の加入者の方は、その計算で行きますと、お二人、町内の国保に感染される方はお二人というような数字が出てまいりました。また、濃厚接触者の方もいらっしゃるのかなというふうに推計しまして4人という形で人数のほうを推計をさせていただきました。

なお、被用者の給与総額から被用者数を割り引きまして、1日当たりの平均の収入額が1万722円ということで、その3分の2に対しての保障という形で積算をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 今回の計算の算定なのですけれども、この支給手当する場合に、ただいま4人で4週間休業というような例をとられましたけれども、これは実質週休2日制だから、20日間という算定でよろしいのでしょうか。その確認です。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） こちらの傷病手当金につきましては、療養のために連続してお休みになられて、4日目以降仕事を休んだ日についての支給でございます。今回の試算につきましては、1カ月21日勤務した場合という形で4週間としておりますけれども、21日勤務した場合というような仮定で、もちろんそれぞれ被用者の方によっては働き方が違うと思うのですけれども、今回の試算については1カ月21日の勤務という形で試算をさせていただいております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後0時10分)

(再開 午後0時10分)

○議長(藤澤元之介) 再開をいたします。

~~~~~

日程第8 議案第40号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(藤澤元之介) 日程第8、議案第40号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第40号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染拡大抑制のため、国の要請に基づき、国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者に対し傷病手当金の支給を可能とするため、所要の改正を行うものであります。施行日は公布の日から施行し、令和2年1月1日から規則で定める日までの間、適用することとしております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長(藤澤元之介) 副町長。

○副町長(名倉嗣朗) それでは、議案第40号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、先ほど議案第39号の補正予算で生活福祉部長がその制度を若干お話しさせていただきましたけれども、詳細説明を申し上げます。

参考資料3ページ、新旧対照表では20ページ、21ページもあわせて御参照いただければ幸いです。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染拡大抑制のため、国の要請に基づきまして国民健康保険に加入している被用者に対しまして、傷病手当金の支給を可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

具体的に申し上げますと、本法附則といたしまして、第2条以下を新たに創設し、まず附則第2条におきまして新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規定を追加いたしまして、附則第3条及び附則第4条におきまして、傷病手当金と給与等の調整に関する規定を追加するものでございます。

この改正により、国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感

染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者に対しまして、労務に服することができなくなった日から起算いたしまして3日を経過した日、つまり4日目から労務に服することができない期間について、1日当たり直近3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2の金額を傷病手当金として支給することが可能となります。

施行期日につきましては、公布の日から施行させていただきまして、令和2年1月1日までさかのぼり、そこから規則で定める日までの間を適用することとしております。この適用期間につきましては、現時点におきましては国におきまして9月30日までを想定されておられますが、その一方で、国内感染状況等を注視していくこととされておりますことから、規則で定める日までという表現になっております。このたびの感染が小康期に入るなど、今後国のほうからその適用期間が示されましたら、規則で定めさせていただくことになります。

以上、よろしく御審議賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 第2条のただいまの副町長の説明ですけれども、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からということで、3日についての御説明をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 町民課長。

○町民課長（杉原勝由） 就労ができなくなったということでお休みになった日が連続して3日ということでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 連続して3日というその意味ですね、それは2日とか5日とか4日というのは意味が違うのですか。

○議長（藤澤元之介） 町民課長。

○町民課長（杉原勝由） もともと健康保険法のほうで規定がございまして、連続して3日、例えば日曜日が挟んでいて、もともと休みなのですが、ただやはり労務に服することができない状態があって、土、日、月と3日もうお休みというか、そういう状態であると認められた場合という規定がございまして。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 国の要請に基づきということですが、そもそもの事情としては感染拡大抑制のためということでの条例の改正と解釈をいたしますが、感染拡大抑制のために、この条例の改正だけの対応で太子町としては、取り組みとしてはこの程度でとどめるという解釈でよろしいですか。

○議長（藤澤元之介） 町民課長。

○町民課長（杉原勝由） こちらの趣旨としましては、年休を付与されている方というのは休みやすい。ところが、国民健康保険の被用者の方で年休が付与されていないというようなパートの方、就労してから6カ月以内というような方につきましては、なかなか休みがとれない。けれども、そういうとりやすいような環境をつくるということで、それでもって感染拡大を防ぐとい

う意味合いで、今回の条例改正をさせていただいたということでございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 後の議案第41号と議案第40号が関連してるので、重複質疑は避けますが、元来、もともとコロナ関係なしに傷病手当金が発生するのですけれども、その傷病手当金で1年6カ月でしたか、有効期間があるのですけれども、その途中、一応病気が治ったと。出勤して3日後に、3日間猶予があつて陽性反応が出たという場合の、じゃあ1年6カ月というのはそこで切れて、新たに陽性反応が出た段階から期間が発生するのか。それとも、もともとあつたコロナ関係なしの傷病手当が発生した時点から1年6カ月とか、その計算の仕方ですね。3日間ほど間があつても継続してますから、どこを起点というか期間の考え方です。その辺だけお願いします。

○議長（藤澤元之介） 町民課長。

○町民課長（杉原勝由） まず1点目、傷病手当につきまして国民健康保険の場合、元来傷病手当金制度というものはございませんので、今回特例的に行うというものであります。

それから、継続1年半ということなのですが、これ証明といたしまして医療機関の証明書がございます。その医療機関でどのような判定をされるか。それが新たなものなのか、いやそれともこれは前からのものなのかという判断を我々としては参考にさせていただきたいというところで、そこでの判断が一番大きなものになるんじゃないかと思っております。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第9 議案第41号 太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（藤澤元之介） 日程第9、議案第41号太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第41号太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険に加入している被用者と同様に、兵庫県後期高齢者医療広域連合において新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金を支給することと

なったことに伴い、太子町が行う後期高齢者医療の事務にこの傷病手当金の支給に係る申請書の受け付け事務を追加するものです。施行日は、条例の公布の日としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第41号太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

参考資料の4ページ、新旧対照表では22ページもあわせてごらんください。

先ほど町長も申し上げましたけれども、今回の改正は兵庫県後期高齢者医療広域連合におきまして新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金を支給することとなったことに伴いまして、太子町が行う後期高齢者医療の事務にこのたびの傷病手当金の支給に係る申請書の受け付け事務を追加するものでございます。

兵庫県後期高齢者医療広域連合におかれましても、先ほど上程し御説明いたしました、議案第40号の太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例と同じ内容の改正を行われており、後期高齢者医療に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者に対しまして、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間について、1日当たり直近3カ月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2の金額を傷病手当金として支給することが可能とされました。

条例の具体的な内容を申し上げますと、太子町において行う事務を規定する第2条に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受け付けを新たに第8号としてこのたび設け、規定するものでございます。施行期日につきましては、条例の公布の日としております。

以上、よろしく御審議賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。何とぞよろしく願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

（休憩 午後0時25分）

(再開 午後0時25分)

○議長（藤澤元之介） 再開します。

この際、御報告申し上げます。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員森田哲夫議員、出原賢治議員の辞任に伴い、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に2名の欠員が生じました。

お諮りいたします。

組合規約の定めるところにより、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員を補充する必要がありますので、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙

○議長（藤澤元之介） 追加日程第1、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に吉田正之議員、松浦崇志議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました吉田正之議員、松浦崇志議員を揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました吉田正之議員、松浦崇志議員が揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました。

ただいま揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました吉田正之議員、松浦崇志議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 はい、お引き受けいたします。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 はい、お引き受けいたします。

○議長（藤澤元之介） この際、御報告申し上げます。

西はりま消防組合議会議員中島貞次議員の辞任に伴い、西はりま消防組合議会議員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、西はりま消防組合議会議員を補充する必要がありますので、西はりま消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、西はりま消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

## 追加日程第2 西はりま消防組合議会議員の選挙

○議長（藤澤元之介） 追加日程第2、西はりま消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

西はりま消防組合議会議員に森田哲夫議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました森田哲夫議員を西はりま消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました森田哲夫議員が西はりま消防組合議会議員に当選されました。

ただいま西はりま消防組合議会議員に当選されました森田哲夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 お引き受けいたします。

○議長（藤澤元之介） ここで暫時休憩をします。

（休憩 午後0時31分）

（再開 午後0時31分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

広報広聴委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。広報広聴委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にすることに決定しました。



委員長に中薮清志議員、副委員長に出原賢治議員が委員会で互選されました。

以上で報告は終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回太子町議会臨時会（第485回町議会）を閉会します。

（閉会 午後0時36分）

~~~~~

議長挨拶

○議長（藤澤元之介） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の格別の御精励を賜りまして、新型コロナウイルス感染症に関する議案等を滞りなく議了できましたことは、町政進展のためにまことに御同慶にたえません。ここで謹んで議員各位の御精励と御協力に対しまして、衷心より敬意と謝意を表する次第であります。

まだまだ厳しい状況が続きますけれども、議員各位におかれましては、この上とも健康に留意され、町勢発展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 令和2年第2回太子町議会臨時会（第485回町議会）を閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、専決案件、予算、条例の合計6件の案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に御承認をいただいたことに深く感謝を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

なお、審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

新型コロナウイルス感染症対策としての支援を切れ目なく実施していくことから、次の6月定例会においても、地方創生臨時交付金を活用しながら、今後次の支援策を町独自に取り組んでまいりたいと考えております。

まず、生活支援策として、上水道基本料金の免除、感染拡大防止策として、医療機関、妊産婦などへのマスク配布、そのほかにも学習環境の整備や健康づくりなど、必要な支援策を協議検討し、速やかに対応してまいります。

本日御議決賜った諸施策、また今後展開していく諸施策を町職員と一体となって取り組み、町民の皆様健康を守ってまいる所存でありますので、議員各位の引き続きの御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

これから日ごとに暑くなる季節となりますが、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、臨時町議会の閉会に際しましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 藤 澤 元 之 介

署名 議員 井 村 淳 子

署名 議員 堀 卓 史